

【自立支援協議会】全圏域

人の努力と共に、地域として人材を確保、育成することに力を入れる必要があると感じる。

◎相談支援専門員の質の確保は必要だが、現在、そもそも人数が圧倒的に足りていない状況で、例えば現任研修に見られる、一定の計画策定実績を受講資格とするような方針は、法人として有資格者確保に努めている対応を水泡に帰しかねないと感じる。上述のように相談支援専門員は一定の経験が必要であり、各法人内では一定の役職相当に充てるような人材も少なくないことを踏まえると、相談支援専門員の数がある程度充足するまでは、受講資格要件を狭めるような対応は取るべきでないと考ええる。

(逗子市基幹相談支援センター)

◎初任者研修受講には資格保有や現場経験年数が必要なため、相談支援専門員を確保するには現場の福祉人材を確保し人材育成することが求められる。

◎福祉人材を確保するには福祉教育に力を入れ、地道に取り組んでいくことが必要か。

◎新たに相談支援事業所を増やす取り組み

◎横のつながりを持ち、相談支援専門員が孤立しないこと、相談できる環境を作ること。

(三浦市基幹相談支援センター)

◎報酬、加算等を鑑みて、相談支援業務の質と量を精査し、費用対効果が整わないのであれば人件費にも及ばず、雇用することが出来ません。自治体レベルでは事業所家賃の補助など。国レベルでは報酬の見直し。

(逗子市)

【自立支援協議会】全圏域

◎初任者研修の受講案内を相談支援事業所以外のサービス提供事業所にも案内を送付し、周知を図っている。

◎介護サービス事業所にも案内を送付し、周知を図るなどの方策が考えられる。

(三浦市)

◎Q4.でも提示しましたが、相談支援従事者の人員確保は切実な問題です。研修等によるスキルアップを図り、1人1人の精神的な負担が軽減されることにつながれば、相談支援従事率の増加にもつながるかと思えます。また費用面では、国の報酬単価の見直し等、金銭面での補助も必要と考えます。

Q6.強度行動障害と云われる方への支援は、今まで県立施設を中心に対応していましたが、神奈川県で支援する方策へと方針転換がされ、実際に地域ではどの様な対応をしているか、又は困っている現状や課題等を教えて下さい。

(横須賀市基幹相談支援センター)

◎県は、社会資源の充足を理由に県立施設としての役割を終えると説明をしているが、実質的に、行動に課題のある障害者に対応できる社会資源は充足しているとは言えず、実態把握がなされた上での判断であったのか非常に疑問が残る。県立施設が、福祉化学研究と人材育成へ役割転換をしていくにしても、これまでの現場での経験の積み上げを尊重していただかなければ、当事者目線の支援に必要な「身近な地域における実務での専門性」の担保ができないのではないかと感じている。

どんな障害があっても、その人が望む暮らしを実現できることを検討していくことの重要性は理解しているが、施設入所者の地域移行の検討がされることと同じように、在宅で生活する行動に課題のある障害者の安定した生活を検討することも重要なのではないかと。施設からの地域移行という潮流だ

【自立支援協議会】全圏域

けでなく、在宅で特性に合った環境や支援の組み立てに困難さのある障害者の安定した生活を追求するという潮流の双方向が議論されてほしい。在宅で特性に合った環境や支援の組み立てに困難さのある障害者については、最も虐待リスクの高い状況にあるとも言えるのではないかな。

現状、横須賀三浦圏域で、特性に合った環境で安定した生活を追求するための支援体制が整っているとは言いきれない。そのような状況で、単に民間法人への移譲をもって終了とするのではなく、県立施設がなくなった地域でどのように重度障害者の支援体制を構築していくのか、圏域自治体や関係者だけでなく県も検討を行う必要があるのではないかな。

現状基幹相談支援センターに、行動に課題のある障害者のケースが課題解決できずに累積しているが、コーディネートの課題というよりも、直接支援に係る技術的な課題の側面が大きいように感じている。

県は強度行動障害研修支援者養成研修の指定を行っているが、基礎研修だけでなく、実践研修までを圏域内で行うことができる体制の確保をする必要があるのではないかな。また、強度行動障害研修の一環として、地域で困っている行動に課題のある障害者のケースについて、研修に参加するサービス提供事業所が技術的な助言を受けられるような形でフォローができるとよいのではないかな。

(鎌倉市基幹相談支援センター)

◎以前の、圏域ごとの基本的な受け入れあるいは対応施設があり、それでもなお対応が

難しい場合などに中井やまゆり園が中核的な施設として受け入れていた時ですらなか

なか受け入れに至らず苦慮していたが、現在、中井やまゆり園のバックアップ的な機能が

が見込めない中で、各施設は一層、受け入れに慎重になっているように感じる。

このため、本来なら強行対応施設で受け入れてほしいが、ともかく今、在宅での生活は

【自立支援協議会】全圏域

これ以上継続できないという方は、それでも家族に負担を強いて在宅生活を継続しても

らうか、あるいは、市外や圏域外、場合によっては県外のグループホームに住まい(居場

所)を設定せざるを得ないということが多々ある。

本人にとっては環境の変化が大きく、また、支援関係も物理的にも心理的にも遠くなり、

果たして本人に寄り添った支援がではしているか、相談員も苦慮している。

(逗子市基幹相談支援センター)

◎逗子市は市内に入所施設がないため、施設入所を希望する方については以前から他市の施設に受け入れを依頼している。圏域内での対応が難しい場合は、範囲を拡大し他圏域で探すこととなり、地域で支援する方策からは離れてしまっている。

◎地域では強度行動障害の方を受け入れられる GH が少なく、施設入所同様に他圏域で探す状況になっている。

◎強度行動障害の方について、地域の短期入所施設での受け入れも行っているが、枠が少なく、十分とは言えない。

◎地域で支援するという理念も理解できるが、県立施設での受け入れが縮小されることで当事者へ支援が行き届かず、他圏域の施設に依頼せざるを得ない状況もあり、県立施設の責任と役割は大きくと感じる。

(三浦市基幹相談支援センター)

◎対応できる入所施設と居宅介護が限られていること。

【自立支援協議会】全圏域

(逗子市)

◎強度行動障がい^{きやうどうどうしやうがい}に該当する方^{がいたう}の把握^{かた}は可能^{はあく}であるが、それと合わせて^あ重度障がい者等^{じゆうどうしやうしやなど}も含めたニーズ^{えく}の把握^{はあく}を行^{おこな}っていく必要^{ひつよう}があり、その手法^{しゆほう}について効果的かつ効率的な手法^{こうかてきこうりつてきしゆほう}を検討^{けんとう}する必要がある^{ひつよう}。

(三浦市)

◎受け入れ可能な施設^{いのかのう}や事業所^{しせつじぎょうしょ}が限りなく少ない^{かぎすく}のが現状^{げんじやう}です。利用^{りよう}できる社会資源^{しかがいしげん}の確保^{かくほ}が課題^{かだい}です。

Q7.市町における自立支援協議会の課題

(横須賀市基幹相談支援センター)

◎課題^{かだい}は山積^{さんせき}している中で、協議会^なとして取り組む内容^{きやうぎかい}の見極め^とに課題^なを感じている^{みきわ}。

(逗子市基幹相談支援センター)

◎様々な課題^{さまざま}の共有^{かだい}と報告^{きやうほう}の場^{ばうこく}になっているが、課題^{かだい}に対する意見^{いけん}が出^でにくく、協議^{きやうぎ}に至^{いた}らないことがある^{ある}。

(三浦市基幹相談支援センター)

◎差別解消法部会^{さべつかいしやうほうぶかい}、サービス提供事業所部会^{ていきやうじぎやうしよぶかい}、相談支援部会^{そうだんしえんぶかい}の各構成員^{かくこうせいいん}の重複^{ちゆうふく}など、分野^{ぶんや}に特化^{とつか}した協議会^{きやうぎかい}(部会^{ぶかい})の開催^{かいさい}と全大会^{ぜんたいかい}やその部会^{ぶかい}との区別化^{くべつか}ができていないこと。

◎来年度^{らいねんど}に向けて部会^{ぶかい}の目的^{もくてき}と有効性^{ゆうこうせい}に則^{そく}した構成員^{こうせいいん}の選考^{せんこう}、見直し^{みなお}が必要^{ひつよう}。

(逗子市)

◎協議会^{きやうぎかい}運営上^{うんえいじやう}の課題^{かだい}等は特^{とく}にないが、障害福祉サービス^{しょうがいふくし}等^な及び^{などおよ}障害児通所支援^{しょうがいじつうしよしえん}等の円滑^{えんかつ}な実施^{じつし}を

【自立支援協議会】全圏域

確保するための基本的な指針により、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善や強度行動障がいへの支援ニーズの把握及び支援体制の整備が求められる中、その方針を協議会にどう盛り込んでいくかなどの方向性を決めていく必要がある。

(三浦市)

◎昨年度から基幹相談センターを設置し、市と基幹共同で自立支援協議会を進めてきました。各部署のあり方やワーキンググループの変更等、来年度は2年間の実績を踏まえた事業内容の見直しが必要と考えます。

Q8.その他(圏域版基幹相談支援センター会議中に提起された課題として)

◎各市町の自立支援協議会及び圏域自立支援協議会の役割として、神奈川県に「声を上げる役割」がある。県立施設で強度行動障害児者の受入体制が無くなり、またコンサルテーションも無くなり、地域で暮らす障害児者のアセスメントを行い、支援方法を組み立てる機能が無くなってしまった。神奈川県は地域移行を謳いながら、短期入所等のセーフティーネットの役割を担うべきではと考える。

◎同様に、相談支援事業所や相談支援専門員がなかなか増えない現状の上に、相談支援専門員の現任研修受講要件として2年の実務経験が求められるようになり、相談支援事業所を運営する法人としては、ベテラン職員を配置する困難度からハードルが上がってしまい厳しくなった。また、令和6年度報酬改定に、相談支援専門員の要件として社会福祉士等を充てる事が出来るように読み取れるが、相談支援専門員としての研修を受ける要件が厳しいのと矛盾しているのでは…。

⇒上記課題については、議題(6)協議課題において、神奈川県自立支援協議会へ横三圏域自立支援協議会として課題提起するか検討していただきたい。

【自立支援協議会】全圏域

れいわ ねんど しょう みなみ ひがし ぶ けんいきしょうがいしゃじりつしえんきょうぎかい かいさいじょうきょうおよ よてい
令和5年度【湘 南 東 部】圏域障害者自立支援協議会 開催状況及び予定

ざちょう まつい まさし しょぞく しゃかいふくしほうじん ひかりともかい
座長：松井 正志（所属：社会福祉法人 光友会）

1 自立支援協議会 当事者の参画状況について

(1) 当事者委員の参画 : あり (人数：2人)

(障害種別： 知的障害、身体障害)

(2) 当事者家族の参画 : なし

2 自立支援協議会の開催予定及び開催状況（協議内容等）について

(1) 令和5年度第1回 開催日：令和5年8月7日 開催方法：対面開催

1 報告事項

① 障害保健福祉圏域自立支援協議会の取り組みについて

② 令和5年度各市町の協議会の課題

2 委員のみなさまからの意見・報告

3 神奈川県からの報告

4 その他

(2) 令和5年度第2回 開催日：令和6年2月16日 開催方法：対面開催

1 報告事項

① 相談支援NW形成事業報告

1) 意思決定支援連絡会議実施・進捗報告

2) 主任相談支援連絡会議実施・進捗報告

【自立支援協議会】全圏域

3) 基幹相談支援センター連絡会実施報告

② ブランチ会議実施報告

2 意見交換・討議

① 令和4年度市町の障がい者虐待状況について

② 神奈川県当事者目線の障害福祉条例について

1) 神奈川県共生推進本部室 当事者目線障害福祉グループより説明

2) 「みんなで読める」版作成経緯

3) 意見交換

3. その他

【湘南東部】圏域の地域課題及び取組み状況について

1 地域課題について

① 意思決定支援、当事者目線条例に沿った支援

② 主任相談支援専門員と基幹相談支援センターと連携・協働

2 課題解決に向けた取組みについて

① 3月1日に「マインドと基本姿勢を学ぶ」をテーマに意思決定支援研修を実施。連絡

会議委員含め40名弱が参加。参加事業所と地域が偏っていた。

② 主任相談支援専門員連絡会議と基幹相談支援センター連絡会の合同会議を検討していく。

【自立支援協議会】全圏域

令和5年度【湘南西部】圏域障害者自立支援協議会 開催状況及び予定

座長：遠藤 年彦（所属：平塚市社会福祉協議会）

1 自立支援協議会 当事者の参画状況について

(1) 当事者委員の参画：あり（人数：2人）（障害種別：身体障害、精神障害）

(2) 当事者家族の参画：あり（人数：2人）（障害種別：知的障害）

2 自立支援協議会の開催予定及び開催状況（協議内容等）について

(1) 令和5年度第1回 開催日：令和5年7月26日 開催方法：対面開催

議題 ① 令和5年度の各機関の活動予定

② 地域生活支援拠点の整備状況

(2) 令和5年度第2回 開催日：令和6年2月28日 開催方法：対面開催

議題 ① 令和5年度の各機関の活動実績と課題、令和6年度の予定

② その他 各機関からの共有事項等

【湘南西部】圏域の地域課題及び取組み状況について

1 地域課題について

① グループホームに求められる役割の発揮

令和4年度第2回会議（令和5年2月22日開催）での情報交換、意見交換により、グループ

ホームが地域から期待される役割を発揮して、信頼され、選ばれる資源になるために、

自発的な取り組みを支えることが必要であるとした。

【自立支援協議会】全圏域

② 地域生活支援拠点の整備

「設置済み」は1地域、残り2地域が「準備中」、2地域が「検討中」であり、整備はすこしずつ進んでいる。

③ 社会的養護が必要な医療的ケアを必要とする動ける児童の一時保護委託先の無さ

複数の機関から当該事例の報告があった。動ける医療的ケア児のレスパイト先の無さについては、第2回圏域重心・医療的ケア児者支援ネットワーク（1/25）においても共有していた。そこでは、高柵ベッドを寄付してでもレスパイトを利用したいご家族の切実な訴えと、高柵ベッドは身体拘束にあたるため利用できないという事業所側の考えを確認していた。

2 課題解決に向けた取組みについて

① グループホームに求められる役割の発揮

圏域内市町グループホーム連絡会（大磯町、二宮町は、自立支援協議会部会）の取り組み状況を令和5年度の圏域協議会で都度報告いただいた。令和5年9月には圏域グループホーム連絡会が立ち上がり活動を開始したことから、第2回圏域協議会からオブザーバーとして参加いただき、来年度に向けて市町と研修ニーズ調査を調整していることが報告された。

② 地域生活支援拠点の整備

第1回協議会では、未設置の市町が設置に向けて確認したい事柄を情報共有した。第2回圏域協議会では、拠点登録予定事業所との調整に関する報告が複数あり、調整が少

【自立支援協議会】全圏域

しずつ進んでいることを確認した。今後も継続して、圏域協議会で進捗を報告いただく機会をつくる。

③ 社会的養護が必要な医療的ケアを必要とする動ける児童の一時保護委託先の無さ

参考となる実践があれば、該当機関に情報提供を行うこと、また、神奈川県障害者自立支援協議会に報告することとした。

【自立支援協議会】全圏域

令和5年度【県央】圏域障害者自立支援協議会 開催状況及び予定

座長：堀越 由紀子（所属：星槎大学教授）

1 自立支援協議会 当事者の参画状況について

(1) 当事者委員の参画 : あり (人数：3人)

(障害種別： 身体障害、精神障害)

(2) 当事者家族の参画 : あり (人数：2人)

(障害種別： 知的障害、発達障害)

2 自立支援協議会の開催予定及び開催状況（協議内容等）について

(1) 令和5年度第1回 開催日：令和5年8月8日 開催方法：オンライン開催

1. 会長、副会長の選任

2. 令和5年度県央障害保健福祉圏域ネットワーク形成等事業計画について【報告】

3. 令和4年度各市町村における障がい児者施策の取組み状況について【報告】

4. かながわ医療的ケア児支援センターランチ及びランチ会議の設置について【協

5. 施設入所中の児童の地域移行に伴う課題、綾瀬市におけるグループホーム連絡会

の取組みについて【協議】

6. 意思決定支援の取組みについて【協議】

(2) 令和5年度第2回 開催日：令和6年2月8日 開催方法：オンライン開催

1. 令和5年度県央障害保健福祉圏域ネットワーク形成等事業報告について【報告】

2. 各市町村地域生活支援拠点の進捗について【報告】